

スポーツ競技力向上推進事業助成基準

【旅費規程】

区 分	支 給 内 容	
鉄道賃	支給する。	
グリーン料金	支給しない。	
特急・急行料金	特急(座席指定)	100km以上支給する。(R・S切符適用)
	急行	50km以上支給する。(R・S切符適用)
バス・船賃	普通運賃	支給する。
	船賃	2等を支給する。
航空賃	原則、居住地最寄りの空港から会場地最寄り駅までの定額 40,000 円を支給する。 ただし、発着がともに道内空港となるものについては認めない。	

(留意点)

- ① 交通費については、一部経路を除き「駅すばあと」にて算出する。
- ② 同一市町村内の移動にかかる交通費は支給しない。
- ③ 旅費の起点は指導者・選手の住所の中心地(市役所・役場の最寄りの駅等)とし、到着地についても、会場の市町村の中心地までとする。
- ④ 市町村合併に伴う旅費の起点については、当分の間、合併前の市町村における中心地をその出発地及び到着地とする。

【指導者養成事業】

1 対象事業：指定強化指導者研修会

2 助成基準

項 目	助 成 基 準		
旅 費	参加指定強化指導者	交通費	旅費規程により支給する。
		日当・宿泊費	支給しない。

【選手強化事業】

1 対象事業：道内合宿・道外合宿・日帰り強化練習

2 助成基準

項 目	助 成 基 準			備 考
報 償 費	指導者謝金	中央指導者	1日 20,000円	
		道内指導者	1日 3,000円	
旅 費	参加選手	交通費	旅費規程により支給する。	
		宿泊費	1泊(2食)実費 (限度額:道内 9,800円/道外 13,400円)	宿泊証明添付 (北海道スポーツ協会指定)
	中央指導者	交通費	旅費規程により支給する。	
		日 当	1日 2,000円	
	道内指導者	宿泊費	1泊(2食) (道内 9,800円/道外 13,400円)	
		交通費	旅費規程により支給する。	
		日 当	1日 2,000円	
		宿泊費	1泊(2食)実費 (限度額:道内 9,800円/道外 13,400円)	宿泊証明添付 (北海道スポーツ協会指定)
	消 耗 品	競技用消耗品・医薬品	実費	精算払:領収書(写)添付
賃 借 料	会場使用料・設備用具使用料			
運 搬 費	用具運送費	実費(限度額1回10万円)		

(留意点)

- ① 各種大会の前後に引き続き合宿を実施する場合は、その合宿に係る交通費の片道分を助成対象とする。
- ② 消耗品費・運搬費については、次の内容を助成対象とし、全て精算払いとする。
 - ・消耗品は強化合宿参加者が共有するもので、競技団体が責任を持って管理保管できるものに限る。
 - ・運搬費は業者に手配したものに限り助成対象とし、自家用車等での運搬については対象外とする。
- ③ 道内在住の指導者であっても、中央競技団体の強化コーチに指定されている者は、中央指導者の謝金を支払うことが出来るものとする。

3 支払方法

- (1) 報償費及び旅費については、指定の個人口座に支払を行う。
- (2) 消耗品・運送費・賃借料については、指定の競技団体口座に支払を行う。